

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から44年12月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入した際、さかのぼって国民年金に加入でき、国民年金保険料もさかのぼって納めることができることを知り、過去の未納分と現年度の保険料を同時に納付してきた。納付は、自宅に集金に来てもらっていた。

ところが、申立期間が未納になっている。領収書は探したが、見つからなかった。国民年金に加入したころは、A市B区（現在のC区）に居住しており、現在はD区に引っ越したが、間違いなく納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年3月に払い出されており、この時点において、申立人が60歳到達まで国民年金保険料の納付を続けても受給資格期間である180月を確保できないことから、受給資格期間を考慮して、申立人は、36年4月から40年12月までを4回に分けて特例納付、及び45年1月から申立期間直前の46年12月までを6回に分けて過年度納付したものと考えられ、受給資格を得るために分割して特例納付や過年度納付を続けていた申立人が、申立期間②の3か月のみを未納のままにするとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人に上記以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、同番号が払い出された時点では特例納付以外の方法では国民年金保険料を納付することはできな

いが、前述のとおり、受給資格確保の観点からは申立期間①の保険料をあえて特例納付する必要性は無い上、申立期間①直前の昭和 39 年 1 月から 40 年 12 月までの国民年金保険料が第 2 回特例納付実施期間の最終月である 47 年 6 月 28 日に特例納付されていること、及び特例納付した保険料額や納付場所等についての申立人の記憶は定かではないことから、申立人は、同年 6 月を最後に、特例納付を行わなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで

申立期間当時の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付については、よく憶^{おぼ}えていないが、申立期間の国民年金保険料は、義母が自身の分と私たち夫婦の分も一緒に納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、その納付方法の多くは前納により行っていることが確認できる。

また、申立人及びその夫の申立期間の保険料納付を行ったとする義母も、国民年金に加入後、60歳到達に伴い国民年金の被保険者資格を喪失するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人の義母の国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る特殊台帳により、申立期間直前の昭和44年7月から同年9月までの国民年金保険料は、第1回目の特例納付実施時期の47年1月19日に納付されていることが確認でき、この時点において、申立期間は、過年度納付の対象期間となるところ、その過年度納付に要する保険料月額の特例納付に要する金額を大きく下回っていることを考慮すると、申立人の義母が申立期間直前の保険料のみを特例納付により納付し、6か月と短期間である申立期間の保険料を過年度納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を平成4年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月31日から同年2月1日まで

A社B事務所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した「平成4年分退職所得の源泉徴収票」、平成3年12月分及び4年1月分の厚生年金保険料に相当すると推認できる額が控除されていることが確認できる「平成4年分の所得税の確定申告書」並びに同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社B事務所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した「平成4年分の所得税の確定申告書」及び申立人の申立事業所における平成3年12月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成4年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月7日から同年4月1日まで

A社からC社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間においてA社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社及びC社が提出した申立人に係る人事記録、並びにA社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期にA社からC社に異動している同僚の厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できることから判断すると、申立人がC社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年10月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,400円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月30日から同年11月1日まで

A社D支店から同社C支店に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人の履歴証明書及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和23年10月30日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和23年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、2,400円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関連資料は保存していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA協同組合における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成13年3月1日、資格喪失日が16年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険料給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同協同組合における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A協同組合に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答を得た。

私は同協同組合に平成16年3月31日まで勤務していたことが確認されたので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録は同年4月1日に訂正されたが、申立期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

同協同組合が保管する賃金台帳では、申立期間の厚生年金保険料は控除されており、申立期間を厚生年金保険の年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA協同組合に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成13年3月1日、資格喪失日が16年4月1日とされ、当該期間のうち、同年

3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立事業所が提出した平成16年3月分の賃金台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成16年3月の申立人に係るA協同組合の賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めており、オンライン記録から、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月24日）に資格喪失日の訂正届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和54年9月21日）及び資格取得日（昭和54年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和54年10月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月21日から同年11月1日まで

昭和54年9月7日にA社に入社し、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無い。

A社における厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じた原因は、私と同時期に別の二人が入社し、一人が約3日間で、別の一人も約2週間で退職し、私だけが同社に残ったが、同社が誤って、この二人と一緒に、私の厚生年金保険被保険者の資格も喪失する旨の届出を行ったためであると思われる。

申立期間にA社に勤務していたことは間違いなく、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和54年9月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月21日に同資格を喪失した後、同年11月1日に同資格を再度取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社が提出した申立人に係る社員カード及び昭和55年4月現在の昇給に関する資料、申立人が提出した54年10月から同年12月までの

期間に係る給与支払明細書並びに申立人が記憶する同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いのは、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得した従業員が退職するに当たり、厚生年金保険被保険者資格の取得関係資料を見ながら資格喪失届を作成する際に、誤って申立人まで一緒に厚生年金保険被保険者資格の喪失者として届け出たためと思われる。申立期間当時、厚生年金保険料は翌月控除であり、申立人が提出した昭和 54 年 11 月分の給与支払明細書から同年 10 月分の厚生年金保険料を控除していると認められる。」と回答しているところ、申立人が提出した昭和 54 年 11 月分の給与支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和 54 年 11 月分のA社に係る給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失届を誤って届け出たと思われる。」と回答していることから、事業主が昭和 54 年 9 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 10 月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日を昭和41年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月16日から41年1月16日まで

昭和39年11月にA社に入社し、平成6年3月に退職するまでの期間において、継続して勤務しており、途中で休職したことも、一時的に退職したことも無かった。

しかし、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社本社が保管する人事記録及び申立人が所持する同社から受けた勤続15年表彰状から判断すると、申立人が、申立期間の前後及びその期間に継続してA社C営業所に勤務していたことが確認できる。

また、B社本社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い原因について、「申立期間に係る申立人の勤務形態や業務内容に変化は無く、当時、当社の事務担当者が厚生年金保険の手続を誤ったものと思われる。」と回答している上、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無についても、「労働条件、勤務形態及び勤務の継続性から判断すると、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したと推定できる。」と回答している。

さらに、適用事業所名簿から、A社D支店は昭和41年1月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同日に同社D支店において厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる複数の同僚は、A社において同日付けで同資格を喪失していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和40年9月の記録及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の41年1月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の事務担当者が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出について誤った日付で届出を行ったことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、昭和54年10月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 2041

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から同年 10 月まで

私は、申立期間当時から A 郡 B 町（現在は、C 市）に住んでいるが、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については、母が行っていた。

申立期間の後は厚生年金保険に加入し、そのことは年金手帳に記録されているので間違いないが、過去に「ねんきん特別便」が送られてきたときは、この厚生年金保険の記録は無かったこともあったので、申立期間も記録が漏れていたのではないか。

申立期間については、母が国民年金保険料を納付しているので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 7 月 1 日に払い出されていることが確認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録、C 市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 6 月 1 日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人の母親は国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立期間における保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2042

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年6月まで

私は、会社を退職後の申立期間については、毎月、国民年金保険料を、A市B区役所の窓口へ持参して納付していた。

平成4年*月に結婚し、^{みょうじ}苗字がCからDに変わってからも、国民年金保険料はきちんと納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、国民年金の加入手続を行っていないと供述していることから、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、毎月、国民年金保険料をA市B区役所の窓口で納付していたと供述しているが、申立人が納付していたとする月額保険料額は、当時の月額保険料額と乖離^{かいり}していること、及び申立期間当時は、同市B区役所の窓口では国民年金保険料を納付することはできなかつたことなど、申立人の保険料納付に関する記憶は定かではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年11月まで

私は、A社B事務所を退職するときに、本社の経理担当者から、退職したらC市D区役所に行って国民年金の加入手続をしてくださいと言われたので、現在の同市E区役所に行って、国民年金の窓口の男性に手続をしてもらい、年金手帳を受け取った。

国民年金の加入後は、失業保険をもらいながら、金融機関の窓口で国民年金保険料を納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年9月に払い出されていることが推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがわける事情は見当たらない上、オンライン記録、C市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は同年9月1日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をF郵便局かG銀行H支店において納付書で納めたとしているが、申立期間当時の納付方法は、国民年金手帳の検認台紙欄に印紙を添付消印し、同時に手帳の検認記録欄に検認印を押すという印紙検認方式で行われており、郵便局や銀行での納付はできなかったこと、及び申立人は申立期間の国民年金への加入手続を、現在のC市E区役所で行ったとしているが、同市E区役所で加入手続ができるようになったのは、同市の旧I区がE区、J区及びD区に3分割された昭和57年5月以降であるこ

となど、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付に係る記憶は定かではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から11年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から11年9月まで

私が海外に留学していた申立期間が国民年金に未加入とされているが、私の母親が平成9年4月25日に、私が留学先の外国から送付した在学証明書に類する書類を持って、A市B区役所で国民年金保険料の免除申請の手続を行っているはずである。

申立期間が免除期間ではなく、国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が申立人の外国留学先の在学証明書に類する書類を持って、A市B区役所で免除の手続を行ったと供述しているものの、この証明書は、当時、申立人が日本国内に居住していないことを証明するものであり、日本国内に住所を有しないものは国民年金第1号被保険者の資格を喪失すること、及び国民年金保険料の免除は、第1号被保険者でなければ申請することはできないことから、申立人の母親は申立期間について、免除申請をすることはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の母親が所持する申立期間当時のメモには、「(4/25)一時停止届 済」と記載されていることから、申立人の母親が行ったとする手続は、申立人の第1号被保険者資格の喪失手続であったと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料(免除申請承認通知書、日記等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 3 月までの期間、12 年 2 月から 16 年 2 月までの期間及び同年 7 月から 19 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 3 月まで
② 平成 12 年 2 月から 16 年 2 月まで
③ 平成 16 年 7 月から 19 年 8 月まで

私は、申立期間中は体の具合が悪く働くことができなかったため、国民年金の保険料の免除を受けていた。免除の申請に当たっては、A 市役所から申請に関するハガキが送付されてきたので、そのハガキに従ってその都度申請をしていた。申請を行うと免除を承認したという回答のハガキが来ていたが、現在はそのハガキを所有していない。

免除の申請を行ったことは間違いのないので、申立期間を免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は昭和 63 年 * 月の離婚により国民年金第 3 号被保険者資格を喪失したにもかかわらず、第 1 号被保険者への種別変更手続を行っていなかったため、平成 2 年 7 月に種別変更処理が行われ、申立期間①が第 3 号被保険者期間から未納期間に記録訂正されていることが確認できること、及び申立人が最初に免除申請を行った日は同年 5 月 23 日とされており、それ以前に免除申請が行われた形跡は見当たらないことから、申立人の免除期間は同年 4 月からとなり、申立期間①についてはさかのぼって免除申請することもできず、未納期間になったと推認される。

また、申立期間②及び③については、それぞれの期間の直前に 2 か月及び 1 か月の厚生年金保険被保険者期間が見られるが、前述の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間②については平成 13 年 8 月、及び

申立期間③については 18 年 2 月に、それぞれ国民年金被保険者資格取得の勧奨が行われていることが確認できることから、申立期間②は 16 年 4 月に種別変更手続が行われたことが推認されること、及び申立期間③は現在まで種別変更手続が行われていないことから、A 市では申立人に免除申請に関するハガキを送付することはできず、申立人は申立期間②及び③について、免除の手続を行うことはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（免除申請承認通知書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 8 月まで
申立期間当時、父又は母が同居していた私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、父か母又は自分が、自宅近くの A 市役所の出張所で納付していたと思う。
両親は既に死亡しており、詳細は不明であるが、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 4 月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付を主に行ったとする申立人の両親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である上、オンライン記録により、申立人の父親については、申立期間及びその前後の期間に、国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及び申立人の母親については、自身の国民年金手帳記号番号が、その前後の任意加入者の記号番号の払出時期から見て、申立期間終期の約 1 年後の昭和 42 年 7 月ごろ払い出されたものと推認できることから、申立期間において、申立人の両親は、共に国民年金に加入していないなど、申立人及び申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2047

第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月及び同年 5 月

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間が申請免除期間とされていた。

申立期間を含め平成 17 年 10 月から 18 年 5 月までの国民年金保険料については、夫婦共に追納納付書により追納した記憶があるので、申立期間のが申請免除のままとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、追納納付書により、申立期間の国民年金保険料を追納したと主張しているが、オンライン記録では、申立人からの申込みに基づく追納納付書を発行した形跡が確認できない上、申立人が提出した平成 18 年 1 月分から同年 3 月分までの納付書・領収証書は、17 年 12 月 19 日に発行された一般の国民年金保険料納付書であることが確認できることから、申立人は、申立期間直前の同年 10 月から 18 年 3 月までの国民年金保険料を当該納付書により納付し、社会保険事務所（当時）では、申立人が当該期間の国民年金保険料を追納したのものとして処理したと推認される。

また、国民年金保険料納付書の発行について、日本年金機構 A 事務センター及び B 年金事務所では、一般の国民年金保険料納付書については、当該年度分までのものしか発行せず、国民年金保険料の免除が承認されている被保険者に対しては、7 月上旬に当年 7 月分から翌年 3 月分までの国民年金保険料納付書を発行し、それ以外の被保険者に対しては、4 月上旬に当年 4 月分から翌年 3 月分までの国民年金保険料納付書を発行していると説明しており、申立期間については、平成 18 年度当初において、平成 18 年 4 月分から同年 6 月分までの国民年金保険料の免除申請が承認されていたことから、申立期間を含む同

年4月分から同年6月分までの国民年金保険料納付書が発行されず、申立人は、申立期間の保険料を追納することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が追納したとする国民年金保険料の月額、申立期間の前年度分の保険料月額であり、申立期間の保険料月額とは相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月及び同年 5 月

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間が申請免除期間とされていた。

申立期間を含め平成 17 年 10 月から 18 年 5 月までの国民年金保険料については、夫婦共に追納納付書により、追納した記憶があるので、申立期間が申請免除のままとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、追納納付書により、申立期間の国民年金保険料を追納したと主張しているが、オンライン記録では、申立人からの申込みに基づく追納納付書を発行した形跡が確認できない上、申立人が提出した平成 18 年 1 月分から同年 3 月分までの納付書・領収証書は、17 年 12 月 19 日に発行された一般の国民年金保険料納付書であることが確認できることから、申立人は、申立期間直前の同年 10 月から 18 年 3 月までの国民年金保険料を当該納付書により納付し、社会保険事務所（当時）では、申立人が当該期間の国民年金保険料を追納したのものとして処理したと推認される。

また、国民年金保険料納付書の発行について、日本年金機構 A 事務センター及び B 年金事務所では、一般の国民年金保険料納付書については、当該年度分までのものしか発行せず、国民年金保険料の免除が承認されている被保険者に対しては、7 月上旬に当年 7 月分から翌年 3 月分までの国民年金保険料納付書を発行し、それ以外の被保険者に対しては、4 月上旬に当年 4 月分から翌年 3 月分までの国民年金保険料納付書を発行していると説明しており、申立期間については、平成 18 年度当初において、平成 18 年 4 月分から 6 月分までの国民年金保険料の免除申請が承認されていたことから、申立期間を含む同年 4

月分から同年6月分までの国民年金保険料納付書が発行されず、申立人は、申立期間の保険料を追納することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が追納したとする国民年金保険料の月額、申立期間の前年度分の保険料月額であり、申立期間の保険料月額とは相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月から同年 8 月まで

A社B出張所において勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、いずれも、申立人に係る記憶は無いと供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認することができない。

また、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の親族に照会したところ、「A社は既に倒産しており、申立期間当時の関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、前述の同僚のうち二人は、それぞれ、「私は、A社B出張所に入社して1年以上経過した後に、厚生年金保険に加入しているが、それまでの期間において給与から厚生年金保険料が控除されることは無かったと思う。」、「私は、A社本社に入社して1年後に厚生年金保険に加入しているが、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、当該同僚らが厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期とそれぞれが供述する入社時期が一致していないことが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立

人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2404 (事案 656 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月から32年9月1日まで

申立期間を含む昭和24年1月から32年9月1日までの期間に係るA社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

今回、新たに申立期間当時、在職していたことが確認できる失業保険金受給資格者証を提出するので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、A社は、申立人の厚生年金保険の被保険者期間と同じ、昭和32年9月1日から35年8月28日までの期間において厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間については厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないこと、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月30日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに給付日数が180日と記載されている失業保険金受給資格者証(離職日は、昭和35年8月31日)を提出し、当該給付日数は、申立期間において申立事業所に継続して勤務していなければ受給できないものであると主張しているところ、当時の失業保険金の所定給付日数については、同一事業主に継続して雇用された期間が1年以上5年未満、かつ、離職の日以前1年間の被保険者期間が6か月以上ある場合は、180日とされていることが確認できる。

また、申立人はA社において、申立期間を含み10年以上勤務していたと主

張しているところ、当時の失業保険金の所定給付日数については、同一事業主に継続して雇用された期間が10年以上、かつ、離職の日以前1年間の被保険者期間が6か月以上ある場合は、270日と定められており、申立人の提出した失業保険金受給資格者証に記載されている給付日数180日ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、今回申立期間を変更して再度申立てを行っているものの、申立事業所に勤務していた同僚からは、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2405

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月1日から35年1月1日まで

私は、昭和32年11月1月から34年12月31日までの期間、A社に勤務していた。

現在、A社（廃業時はB社）は廃業しており、申立期間当時一緒に勤務していた営業及び経理の担当者もほとんど死亡しているが、当時の女性社員が見付かり、同人は、「ねんきん特別便」により、昭和33年3月17日から34年10月24日までの期間に勤務していたことが確認されたと聞いている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務内容に関する供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡の取れた同僚10人に聴取したところ、うち6人の同僚が、申立人が申立事業所に勤務していたことを記憶しているものの、入社時期や退職時期についてはいずれも記憶していない上、上記被保険者名簿において申立人が入社したとする時期と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務時期について確認できる供述を得ることができない。

また、オンライン記録によれば、申立事業所は平成9年4月1日に厚生年

金保険の適用事業所に該当しなくなっており、20年7月に破産に伴い廃業している上、当時の事業主及び社会保険事務担当者からの供述が得られず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 26 日から同年 9 月 26 日まで

A社に昭和 44 年 5 月に入社し、49 年 12 月に退職するまでの期間において、途中で会社を退職したり、1 か月間連続で休暇を取得したりしたことも無かった。

また、会社と隣接する会社の寮に、昭和 44 年 5 月から私の夫と同居するため退寮した 49 年 3 月までの期間については入寮していたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となるはずはない。

昭和 48 年 8 月に入籍した時に空白期間が生じたのではないと思われる。会社は既に解散しているが、私の先輩が健在であり、供述を得られると思う。

申立期間はわずか 1 か月間の空白期間ではあるが、身に^{おぼ}憶えの無いことであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる、申立人の先輩を含む複数の同僚の供述から判断すると、申立期間において申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「申立期間当時、私の夫とは婚約中であり、私の夫が公営住宅の第二種住宅入居者募集の抽選に当選し、その入居条件として、入籍することが必要であったため、入籍を行った。」と供述しており、申立人の戸籍謄本における入籍日は昭和 48 年 8 月 * 日であり、この日付けは、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日の翌日と一致することが確認できるところ、国の所管省担当局は、「第二種公営住宅は、入居者について、入居時点に入籍していること及び当該時点において同一

世帯内の所得が一定の金額以内であることなどの条件を設けていた。昭和 48 年当時、申込み又は入居時点の前月 12 か月間の平均収入月額が 3 万円以下と定められていたが、入居時点で離職しているなどの事情がある場合は、その者の所得は考慮しないこととなっていた。」と回答していることなどから判断すると、申立事業所では、申立人及び申立人の婚約者が公営住宅に入居することを支援する目的で、いったん申立人を退職扱いとし、その結果、厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行った可能性がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿において、申立人が、申立事業所において昭和 48 年 8 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年 9 月 26 日に再度取得するまでの期間における被保険者記録は確認できない。

さらに、適用事業所名簿によれば、申立事業所は、昭和 60 年 3 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び社会保険事務担当者から供述を得られないことから、申立人に係る申立期間の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はなく、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月から38年12月まで

申立期間当時小さかった私の二人の子供を母に預け、A市役所内のB事業所で勤務していた。社会保険の事務手続等については分からないが、健康保険に加入していない事業所に勤務した^{おぼ}憶えは無い。結婚する前に交付されていた厚生年金手帳には職歴が記載されていたが、紛失して27年前又は28年前に再発行してもらったため、その職歴も確認できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B事業所の看板の前で申立人が同僚であると供述している者とともに写っている写真並びに昭和37年3月及び38年2月23日に撮影されたとするB事業所の社員旅行の写真を所持し、同年2月の社員旅行については、申立人が名前を挙げた同僚の一人も記憶していること、並びに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が勤務を開始する前から勤務していたとして名前を挙げた同僚10人全員に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は申立事業所を退職した後に失業保険金を満額受給したと供述しているところ、申立人は申立事業所を退職した後に勤務した事業所において雇用保険被保険者の資格を昭和39年1月16日に取得しており、申立人の失業保険金について推測される給付日数から判断すると、申立人が申立事業所を退職したのは、少なくとも38年10月より前であった可能性がうかがえる。

また、適用事業所名簿によれば、B事業所が厚生年金保険の適用事業所に

該当することとなったのは、申立期間の途中である昭和 37 年 7 月 4 日であることが確認できることから、申立期間のうち 36 年 2 月から 37 年 7 月 3 日までの期間においては、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと認められる。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、上記の同僚 10 人全員の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 37 年 7 月 4 日に被保険者資格を取得している者は、そのうちの 5 人だけであることが確認できる上、同僚の一人が 35 年又は 36 年には勤務し始めたと供述し、同人の紹介により同人の妹もその後に勤務し始めたと供述しているところ、両人は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった 37 年 7 月 4 日より後に被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社又は事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したと同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立期間において申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当該事業主の親族に照会しても回答が得られない上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年5月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に入社した月に行われた同社本社における1か月間の合宿研修期間に係る被保険者記録が無いとの回答があったが、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録により、申立人の同社への入社日が昭和31年4月1日との記載が確認でき、申立人と同期入社であるとする同僚3人が、申立期間において申立人とともに合宿研修を経験したと供述していることなどから判断すると、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、昭和31年5月1日から申立人が勤務したとする同社B支店における厚生年金保険の被保険者記録は確認できるが、同社本社における申立期間に係る申立人の被保険者記録は確認できない。

また、A社及び同社各支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同期入社であるとする同僚5人のうち、申立期間において申立人とともに合宿研修の経験を有するとしている上記同僚3人、及び申立人より1年早い昭和30年に同社に入社し、申立人と同様に合宿研修の経験を有するとしている二人の計5人について、合宿研修期間中である4月において同社本社にお

ける厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、それぞれ、配属先となった同社各支店等において5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、事業主は、合宿研修対象者について、当該期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得させていなかった事情がうかがえる。

さらに、A社は、「申立人より1年早く当社に入社し、申立人と同様に当社本社における合宿研修の対象者であった者の厚生年金保険の被保険者記録が、申立人と同様に当該合宿研修期間中には確認できず、昭和30年5月1日に配属となった当社本社において確認でき、同人について、同年5月1日に資格取得の届出を行ったことが『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』により確認できるため、同年及び31年当時、当社本社における合宿研修期間中の者に係る厚生年金保険料の控除が行われていなかった可能性も考えられるが、当時の詳細が確認できる資料が保管されていないことから、新入社員の社会保険の取扱いについての詳細は不明である。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月 20 日から 56 年 7 月 1 日まで
② 昭和 57 年 7 月 31 日から 58 年 12 月ごろまで

A社に雇用され、B区に所在していたC社（現在は、D社）のE寮に管理人として勤務していたのに、その間のうち約1年間しか厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。私の勤務していた昭和52年から58年ごろまでの期間に寮に入居していた同社の社員の名前を記憶しているし、A社から健康保険被保険者証の交付を受けた記憶もある。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、C社E寮に管理人として勤務していたと申し立てており、当時、同社E寮の入寮者であったとして申立人が名前を挙げる複数の者の供述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社E寮に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と一緒に勤務していたとする申立人の元妻のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の被保険者記録と一致している上、申立人が同社入社時に申立人の採用面接を行ったとする上司は、昭和55年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立人は、昭和56年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、57年7月31日に同資格を喪失していることが確認できるとともに、申立人が被保険者資格を喪失したことに伴い健康保

険被保険者証が回収されたことを示す記録が確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立人を除く 50 人が厚生年金保険被保険者資格を月末の日付で喪失していることが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、昭和 56 年 7 月 1 日に A 社に係る被保険者資格を取得し、57 年 7 月 31 日に離職したことが確認できる上、申立人が同日付けで同社を離職したことに伴う離職票が交付されていることも確認できる。

また、A 社では、「当社が保管している『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』により、申立人が昭和 56 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことは確認できるが、資格喪失日については資料が無いので分からない。申立人に係る人事記録等、根拠となる資料が無く、申立人の雇用形態や申立期間当時の社会保険の加入の取扱いについては不明である。」と回答し、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等についての供述が得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月又は4月から28年4月まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が確認できない。退職時に同社から厚生年金保険被保険者証の交付を受けた記憶があるが、現在は所持していない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の同僚として、8人の姓のみを記憶しているものの、B社は、「申立期間当時の人事記録等の資料が保管されておらず、申立人が当社に在籍していたのかどうかは分からない。申立人が姓のみを記憶している同僚についても心当たりがない。」と回答している上、申立期間当時において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、「申立人及び申立人が姓のみを記憶している同僚は知らない。」、「申立人が姓のみを記憶している同僚8人のうち、職場長又はそれに相当する者で、組長、副組長又は班長と呼ばれていた三人の者は、正社員の中にはいなかった。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態について確認することができない。

また、前述の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないとともに、同被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い上、申立人が申立事業所の他部署で勤務していたとして名前を挙げた同僚についても、同被保険者名簿及び同被保険者台帳に申立事業所の厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

さらに、申立人は、「申立事業所を退職した時に横長又は正方形の厚生年金保険被保険者証を受け取った。」と供述しているところ、申立期間当時の厚生年金保険被保険者証は、縦長の様式であり、申立人の供述内容とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 20 日から 45 年 1 月 1 日まで

A 大学（現在は、B 大学）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同大学に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 大学において、申立期間を含めて昭和 42 年 7 月から 53 年 3 月までの期間に継続して勤務していたと申し立てているものの、B 大学が保管する申立人に係る人事記録から判断すると、申立人についてはおおむね 6 か月ごとに更新する雇用形態となっていることがうかがわれるとともに、同記録には、「i) 44. 4. 1 技能補佐員（A 大学附属研究施設）に採用する、ii) 44. 4. 19 辞職を承認する、iii) 44. 4. 21～44. 12. 10 A 大学附属研究施設 実験補助員（教室傭）、iv) 44. 12 技能補佐員（A 大学附属研究施設）に採用する」と記載されていることから、申立人は、申立期間の始期において、A 大学が直接雇用する職員から教室雇いの職員に雇用形態が変更されていることが確認できる。

また、A 大学に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 44 年 4 月 20 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、45 年 1 月 1 日に同資格を再取得していることが確認できる。

さらに、B 大学は、「申立人は、申立期間において、上記人事記録に『実験補助員（教室傭）』と記録される、教室雇いの職員であったため、当大学が直接雇用する職員とは別枠の費用で雇用されていたものと思われる。」と回答している上、申立人が名前を挙げる複数の同僚に聴取しても、申立人の厚生年金

保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与等から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間当時は、A社B部 (現在は、C社D支社) に勤務し、申立期間は病気休職中であり、傷病手当金を受給していた。当時の会計担当者から、傷病手当金から厚生年金保険料等の社会保険料を控除している旨の説明を受けたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が発行した昭和 54 年 7 月 9 日付けの勤続 25 年感謝状及びE健康保険組合が提出した適用台帳の記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に在籍していたことが認められるとともに、C社が提出した人事記録により、申立人は 31 年 5 月 1 日から 32 年 8 月 31 日までの期間に休職していたことが確認できる上、申立人を記憶している同僚 5 人のうち 4 人が、申立人が申立期間ごろに病気休職していた旨を供述していることから判断すると、申立人が申立期間に病気休職していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、「申立期間当時の賃金台帳及び厚生年金保険関係書類等の関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の取扱いについては不明である。」と回答している上、上記同僚 5 人からも申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除についての供述が得られず、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、当時の会計担当者から、傷病手当金から厚生年金保険料及び健康保険料等の社会保険料を控除している旨の説明を受けたと申し立てているところ、当該会計担当者は、「申立人の病気休職中の厚生年金保険の取扱いについては記憶していない。」と供述している。

さらに、A社B部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和31年9月1日と記録されていることが確認でき、この記録は申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンラインの記録と一致する上、上記被保険者名簿では、申立人は、同年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、32年9月1日に新たな健康保険の整理番号で同資格を再度取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において、健康保険法による傷病手当金を受給していたとしているが、前述の健康保険組合では、当該期間の傷病手当金支給に関する資料は保管していないと回答しており、厚生年金保険料の被保険者負担分について事業主が控除又は申立人が別途払い込んだなどの事情についても確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び傷病手当金から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び傷病手当金から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 1 日から 57 年 5 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。昭和 55 年 12 月 1 日から 57 年 5 月 1 日までの期間において、事業所名を漢字で記憶していないが、「A社」に勤務しており、同社で、毎月、給与から社会保険料を控除され、申立期間当時、健康保険被保険者証で病院を利用したことがある。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社」の事業所名を漢字で記憶していないが、B市役所が発注した市営住宅関連工事に従事した旨を供述していることから、同市役所に照会したところ、市営住宅C団地の工事に携わっていた事業所は漢字名でD社であった旨の回答が得られた。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険被保険者の資格を昭和 61 年 6 月 1 日に取得していることが確認できる同僚一人が、「申立人は、D社で勤務していた。申立人の勤務期間は記憶していないが、私より先に勤務していた。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がD社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、D社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 61 年 6 月 1 日であり、申立期間は、適用事業所ではなかったことが確認できる上、前述の被保険者名簿により、上記同僚一人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、D社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった日付と一致していることが確認できる。

また、D社は、法人登記簿の記録が確認できず、適用事業所名簿によれば、

平成5年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主とは連絡が取れず、申立人も同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は、健康保険被保険者証を「A社」から交付され病院を利用したことがあると供述しているものの、E国民健康保険組合及びF国民健康保険組合に照会したところ、申立人の申立期間における健康保険の被保険者記録は確認できないとの回答を得ている。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2414 (事案 1390 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 23 日から 59 年 5 月 26 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務していた期間の記録が無いとの回答を得た。
A社に勤務していたのは間違いないので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知を受け取ったが、新たに昭和 58 年にクレジット会社に借入れの申込みをしたときに、勤務先として申立事業所を記載した書類を提出したので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社においては、申立期間当時、申立人及び申立人が記憶する同僚の供述による従業員数は 18 人から 20 人であるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者数は 6 人であることから判断すると、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、ii) 申立事業所は、昭和 56 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れず、申立内容を確認できない上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 30 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに昭和 58 年にクレジット会社に借入れの申込みを行った時に、勤務先としてA社を記載した書類を提出し、この申込書類により、申立期間当時、間違いなくA社に勤務していたと申し立てているが、当該書類

からは、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当時一緒に勤務していたとする申立人の弟についても、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成32年9月から33年5月19日まで

昭和32年9月ごろからA社（現在は、B社）C支店で勤務しており、33年*月に結婚を機に退職した。その後、失業保険を受給したが、当時の同社C支店の事務員から、失業保険は1年以上勤務していなければ受給できないと聞いており、これらのことは、私が同社に1年間以上勤務していたことの証明になると思う。

昭和32年9月から同社において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社C支店で勤務していたと供述しているが、B社が保管する申立人に係る労働者名簿の「雇入」の欄には、「昭和33年5月19日」と記載されていることが確認できる。

また、B社が所持する昭和33年6月1日現在のA社C支店の従業員名簿には、申立人の同社における在籍期間が「1か月」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚のうち、一人が所持する「B社OB会記念誌」の従業員名簿によると、申立人について、「昭和33年5月入社」と記載されていることが確認できる上、申立人は、「私が勤務していた期間に新しく入社した同僚はいない。」と供述しているところ、当該従業員名簿から、申立期間には少なくとも3人が入社していることが確認でき、このうち二人は、申立人より先に勤務していたと供述していることなどから判断すると、申立人は、申立期間においてA社C支店に勤務していなかったものと推認できる。

加えて、B社が所持する昭和33年6月1日現在の従業員名簿に記載されて

いる従業員 26 人について調査した結果、24 年以降に入社した従業員 22 人の入社時期は、A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格の取得時期とほぼ一致することが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、失業保険を受給したことをもって、1 年間以上勤務していたと主張しているところ、申立期間当時の失業保険法では、「離職の日以前の 1 年間に、通算して 6 か月以上被保険者であったときは、保険給付として失業保険を給付する。」と規定されている。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2416

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月31日から45年8月31日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に係る被保険者記録は昭和44年8月31日までの期間となっているとの回答を得たが、私は、45年3月に定時制高等学校を卒業し、在学中から勤務していた同社において卒業後も継続して勤務していた。同社の次に勤務した事業所に手続を行う際、必要書類をA社に取りに行った記憶があり、同社を退職した後、次の事業所に勤務するまでの期間は数か月間も無かったと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間の一部に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間の一部において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録において、申立人の離職日は昭和44年8月31日と記録されており、当該離職日は被保険者名簿で確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合している上、被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚9人に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態を確認できる供述を得ることができない。

また、厚生年金保険適用事業所名簿により、A社は申立期間中の昭和45年8月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるが、被保険者名簿に不自然な遡^{そきゅう}及訂正処理等の形跡は見当たらない上、商業

登記簿により確認できる同社の代表取締役の所在は不明であり、申立人に係る申立期間の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。